

平成25年(東)第1479号、平成25年(東)第1908号、
平成25年(東)第2207号、平成25年(東)第3154号、
平成26年(東)第1532号、平成26年(東)第1983号

求釈明書

(被申立人の平成27年4月20日付準備書面(3)について)

平成27年5月1日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員

仲介委員

仲介委員

当パネルは、被申立人に対し、平成27年1月23日付勧告2の3に示した13名の申立人について、提示済み和解案(以下「本件和解案」という。)への個別の諾否回答を求めたが、これに対する回答として被申立人から提出された準備書面(3)は総括基準に基づく慰謝料の増額が論じられるのみで、諾否の結論も示されず、著しく不十分なものである。

そこで、当パネルは、被申立人に対し、今後の進行のために、以下の事項について釈明を求める。被申立人においては、上記13名について、平成27年5月20日までに、以下の点を明らかにされたい。

第1 求釈明1(本件和解案提示理由書第2記載の「避難生活の長期化に伴う精神的苦痛(将来への不安等)の増大による慰謝料」について)

- 1 本件和解案対象期間において、避難生活の長期化により上記13名の申立人各人の将来への不安等(本件和解案提示理由補充書第1の2参照)が増大したという当パネルが認定した事実を認めるか否か明らかにされたい。
- 2 1において、将来への不安等が増大したという事実が存在しないと回答する場合、その理由を具体的事実を指摘して明らかにされたい。
- 3 1において、将来への不安等が増大したという事実を認める(争わない)場合、それをふまえて、当該申立人について本件和解案の諾否(受諾しない場合は具体的理由も)を明らかにされたい。
- 4 3の諾否と、被申立人が準備書面(3)において述べる「日常生活阻害慰謝料の増額」との関係(両立・重複の有無等)を明らかにされたい。

第2 求釈明2(本件和解案提示理由書第3記載の「高齢者の慰謝料増額」について)

上記13名について、被申立人が平成26年6月25日付回答書第1記載において一部受諾を表明した、「高齢者に対する月額2万円」の増額事由に該当するか否か個別具体的に明らかにされたい。

第3 求釈明3（身体の障害に対する慰謝料について）

準備書面（3）の中には、身体の障害に対する慰謝料について賠償をした旨の記載があるが、本件和解案との関係が不明であるので、この点を明らかにされたい。

なお、当パネルとしては、平成27年1月23日付勧告に示した通り、被申立人がこれまでの審理の中で十分な反論の機会があったにもかかわらず和解金額に達しない申立人が存在することの具体的な指摘・反証をしなかったことをも踏まえ、本件和解案の基礎となる個別事情の立証がされたと考えている。特に、上記13名のうち4名については口頭審理において直接に事情聴取も行っている。こうした本件審理の経緯をも踏まえた上ですでに提出された資料の範囲で、当パネルは、被申立人に対し、本件和解案に対する具体的な検討と諾否及び受諾しない場合にはその理由を求めているものであることに留意されたい。

以上